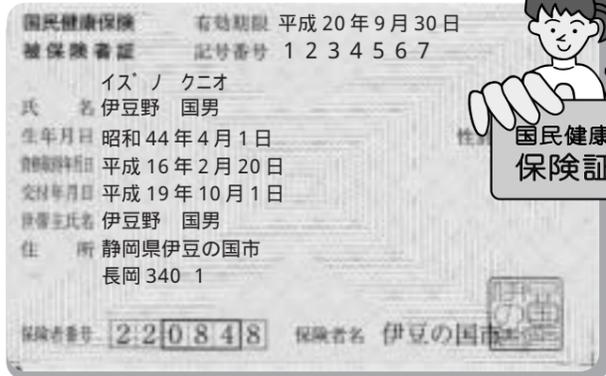


10月から、 新しい保険証で 受診してください



国民健康保険被保険者証(保険証)が、10月1日(月)から藤色 うぐいす色に変わります。今後、病院などに行くときは、必ず新しい保険証を窓口に提示してください。保険証は9月下旬にお送りしています。

な一人一枚、なくさないでね!



問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

保険証はカード式で、ひとり1枚ずつの交付になります。台紙から保険証部分をはがしてお使いください。

*現在お手元にある保険証(藤色)の有効期限は9月30日まで。国保年金課、大仁支所・葦山支所市民サービス課に返却するか、責任を持って破棄してください。

ご確認ください!

保険証の氏名や生年月日に誤りはないか。
新しい保険証の有効期限は平成20年9月30日です。

紛失に注意

カード式保険証は小さいため紛失等しないよう取り扱いには十分注意してください。保険証が第三者に不正に使用される場合もありますので、紛失や盗難にあった場合は警察に届け出てください。

手続き必要

勤め先の健康保険をやめて国保に加入するときや、勤め先の健康保険に入り国保をやめるときには市役所への届出が必要です。会社は国保の加入・脱退手続きをしません。手続きはご自分でしなければなりません。
届出先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)、大仁支所・葦山支所市民サービス課

次の人は医療制度改革により有効期限が異なります!

65歳以上の退職者医療制度の人

平成20年4月から退職者医療制度の対象者が65歳未満になるため国保一般に変わります。有効期限以降の保険証は市から発送します。

- 平成20年3月31日までに65歳になる人 **有効期限**:平成20年3月31日
- 平成20年4月以降65歳になる人 **有効期限**:65歳の誕生月の月末(1日生まれは誕生月の前月末)
- 平成20年2月29日までに75歳になる人 **有効期限**:65歳の誕生月の月末(1日生まれは誕生月の前月末)

75歳以上の人

平成20年4月から75歳以上の方は後期高齢者医療制度の保険証が交付されるため国保の保険証は使用できなくなります。

- 平成20年3月31日までに75歳になる人 **有効期限**:平成20年3月31日
- 平成20年4月以降75歳になる人 **有効期限**:75歳の誕生日の前日

伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市役所 秘書広報課

4102292

料金受取人
伊豆長岡局
承認
2
差出有効期間
平成20年
3月31日まで

問合せ

- 里親の申込みについて
福祉課 電話0558(76)80008
- 里親の制度について
東部児童相談所 電話055(920)2083
東部児童相談所 電話055(920)2083
東部児童相談所 電話055(920)2083

子どもたちは、温かい家庭生活の体験の機会を提供してくれる里親を求めています。

里親になったら
・児童相談所が、里親の希望を聞いた上で、養育をお願いする子どもを決定します。
・子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。
・子育ての悩みや不安には、児童相談所等が相談に応じます。

里親になるには
・子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。
・里親の申込みは年間を通し、いつでも受け付けており、知事が里親として認定した人は、里親として登録されます。



里親になりませんか
〜十月は里親月間です〜

里親制度とは、さまざまな事情によって家庭に恵まれない子どもを、知事の認定した里親に預け、里親家庭の中で温かい愛情をもって育てる制度です。

② の り

② の り

② の り